

首都圏近郊緑地保全区域の指定（案）

○国土交通省告示第 号

小網代近郊緑地保全区域の指定

首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第一百一号）第三条第一項の規定により、次の区域を近郊緑地保全区域に指定する。

その区域を表示する図面は、国土交通省に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成 年 月 日

国土交通大臣 北側 一雄

名称	区域	面積
小網代近郊緑地保全区域	三浦市三崎町小網代、初声町三戸の各一部	約七〇ヘクタール

指定の効力は、平成 年 月 日から生ずるものとする。

模
湾

小網代近郊緑地保全区域图 (案)

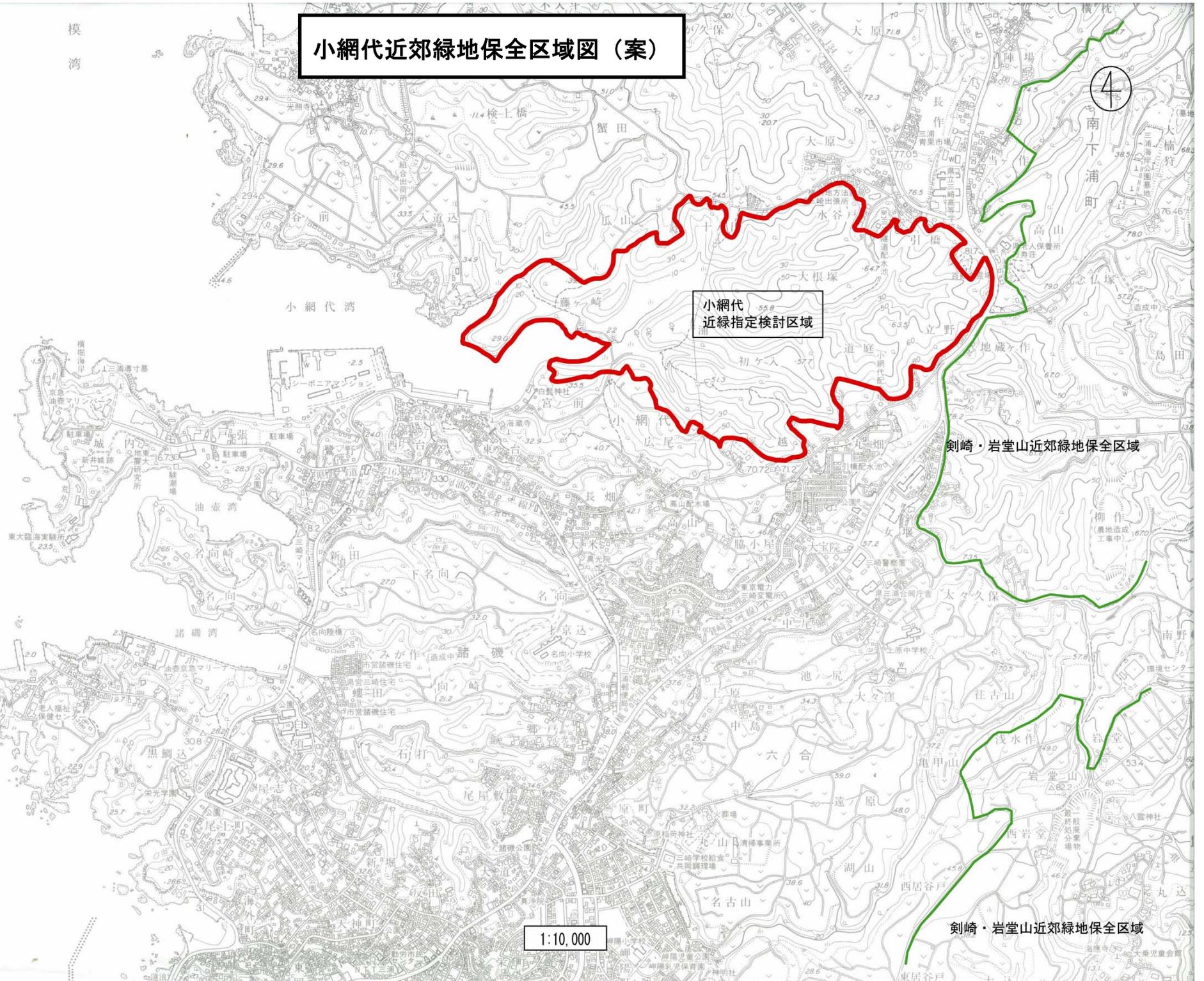
4

小網代
近緑指定検討区域

剣崎・岩堂山近郊緑地保全区域

剣崎・岩堂山近郊緑地保全区域

1:10,000



■首都圏近郊緑地保全法（昭和41年6月30日法律第101号）

（近郊緑地保全区域の指定）

第三条 国土交通大臣は、近郊緑地のうち、無秩序な市街地化のおそれが大であり、かつ、これを保全することによって得られる首都及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しい近郊緑地の土地の区域を、近郊緑地保全区域（以下「保全区域」という。）として指定することができる。

2 国土交通大臣は、保全区域の指定をしようとするときは、広域的かつ長期的な見地から行なうようにしなければならない。

3 国土交通大臣は、保全区域の指定をしようとするときは、関係地方公共団体及び国土審議会の意見を聴くとともに、環境大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。この場合において、国土交通大臣は、関係地方公共団体から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。

（近郊緑地保全計画）

第四条 国土交通大臣は、保全区域の指定をしたときは、当該保全区域について、近郊緑地の保全に関する計画（以下「近郊緑地保全計画」という。）を決定しなければならない。

2 近郊緑地保全計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 保全区域内における行為の規制その他当該近郊緑地の保全に関する事項

二 保全区域内において当該近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項

三 近郊緑地特別保全地区（保全区域内の特別緑地保全地区で保全区域内において近郊緑地の保全のため特に必要とされるものをいう。以下同じ。）の指定の基準に関する事項

四 近郊緑地特別保全地区内における土地の買入れに関する事項

3 近郊緑地保全計画は、環境大臣と協議し、かつ、首都圏整備法の定める手続によつて、近郊整備地帯の整備に関する事項についての同法第二十一条第三項の整備計画として決定するものとする。

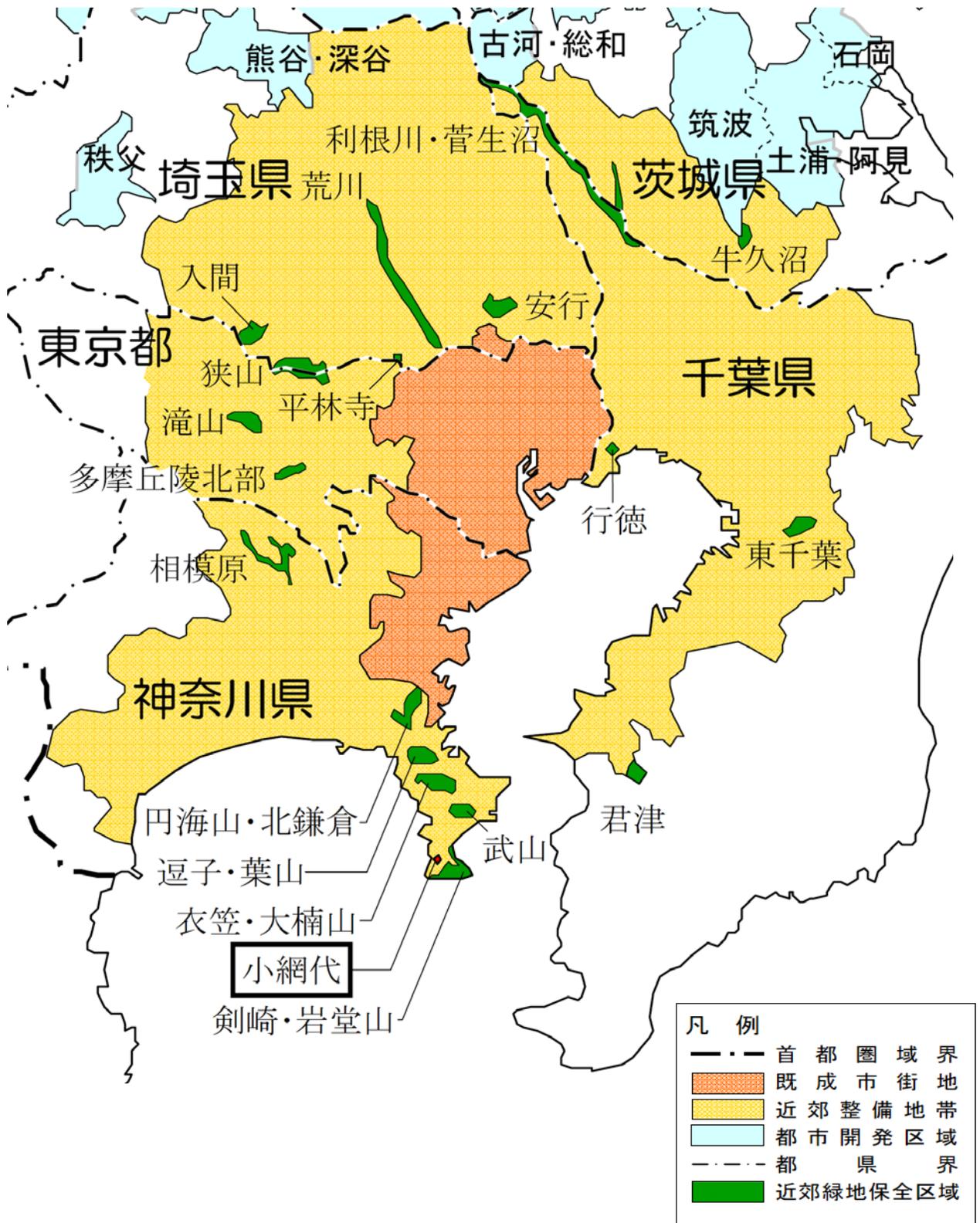
■首都圏整備法（昭和31年4月26日法律第83号）

（首都圏整備計画の決定）

第二十二条 首都圏整備計画は、国土交通大臣が関係行政機関の長、関係都県及び審議会の意見を聴いて決定するものとする。この場合において、国土交通大臣は、関係都県から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。

3 国土交通大臣は、首都圏整備計画を決定したときは、これを関係行政機関の長及び関係地方公共団体に送付するとともに、国土交通省令の定めるところにより公表しなければならない。

首都圏における近郊緑地保全区域の状況



首都圏近郊緑地保全区域一覽表

平成17年4月1日現在

近郊緑地保全区域					近郊緑地特別保全地区					
区域名	都道府県 政令市	都市名	指定(変更) 年月日	面積 (ha)	地区名	都道府県 政令市	都市名	指定(変更) 年月日	面積 (ha)	面積 (ha)
武山	神奈川県	横須賀市	S42.2.16	327.0	武山	神奈川県	横須賀市	S42.3.29 S47.11.17	(34.5) (160.0)	194.5
衣笠・大楠山	神奈川県	横須賀市、葉山町	S42.2.16	958.0	衣笠・大楠山	神奈川県	横須賀市	S42.11.17	(49.5)	49.5
逗子・葉山	神奈川県	逗子市、葉山町	S42.2.16	1,087.0	三ヶ岡山	神奈川県	葉山町	S42.3.29	(33.2)	33.2
相模原	神奈川県	相模原市	S42.2.16	644.0	相模原	神奈川県	相模原市	S48.9.14	(73.0)	73.0
			S46.4.30		相模横山・相模川	神奈川県	相模原市	H7.3.14 H12.3.31	(102.7) (1.1)	103.8
剣崎・岩堂山	神奈川県	三浦市	S46.4.30	618.0						
円海山・北鎌倉	神奈川県	鎌倉市	S44.3.28	243.0						
	横浜市	横浜市	S44.3.28		円海山	横浜市	横浜市	S44.5.13	(100.0)	100.0
			S52.9.21	755.0						
合計				998.0						
多摩丘陵北部	東京都	八王子市、日野市	S42.2.16	264.0						
滝山	東京都	八王子市、あきる野市	S42.2.16	488.0						
狭山	東京都	東村山市、東大和市、武蔵村山市、瑞穂町	S42.2.16	725.0						
	埼玉県	所沢市、入間市	S42.2.16	882.0						
合計				1,607.0						
入間	埼玉県	入間市	S44.3.28	398.0						
荒川	埼玉県	川越市、さいたま市、上尾市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、富士見市、桶川市、川島町	S42.2.16	3,304.0						
平林寺	埼玉県	新座市	S44.3.28	68.0	平林寺	埼玉県	新座市	S45.10.13 H6.3.29	(58.4) (2.0)	60.4
安行	埼玉県	川口市	S42.2.16	580.0						
東千葉	千葉県	千葉市	S42.2.16	734.0	東千葉	千葉県	千葉市	S42.3.25	(61.3)	61.3
行徳	千葉県	市川市	S45.5.25	83.0	行徳	千葉県	市川市	S45.8.28	(83.0)	83.0
君津	千葉県	君津市	S48.6.20	635.0						
利根川・菅生沼	千葉県	野田市	S52.9.21	862.0						
	茨城県	水海道市、岩井市、境町、五霞町	S48.6.20	1,586.0						
合計				2,448.0						
牛久沼	茨城県	龍ヶ崎市、牛久市、藤代町	S44.3.28	452.0						
18区域合計				15,693.0	9地区合計					758.7